

○宮崎大学工学教育研究部規程

〔 平成 24 年 3 月 29 日 〕
制 定
改正 令和 3 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学工学部及び工学研究科（以下「工学部及び工学研究科」という。）における教育研究上の目的を達成するための教員組織として、宮崎大学工学教育研究部（以下「工学教育研究部」という。）を置く。

(学部教育等の担当)

第 2 条 工学教育研究部の教員は、工学部及び工学研究科の教育を担当し、かつ工学部工学科各プログラム及びセンター等におけるいずれかの職務を担当するものとする。

(雑則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、工学教育研究部に関し必要な事項は、工学教育研究部が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。